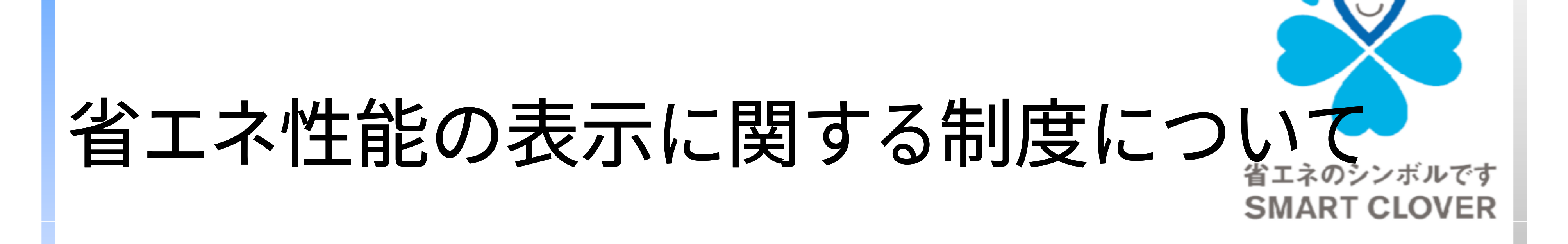
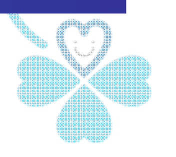
資料1



省エネ性能の表示に関する制度について

平成21年7月28日

資源エネルギー庁
省エネルギー対策課



○省エネ法の関連規定

○省エネラベリング制度

○省エネ型製品情報サイト

エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）の概要



工場・事業場

事業者単位の規制体系の導入

○第一種エネルギー管理指定工場
（ｴﾈﾙｷﾞｰ使用量3,000kl/年）
・ｴﾈﾙｷﾞｰ管理者の選任義務
・中長期計画の提出義務
・ｴﾈﾙｷﾞｰ使用状況等の定期報告

○第二種エネルギー管理指定工場
(ｴﾈﾙｷﾞｰ使用量1,500kl/年)
・ｴﾈﾙｷﾞｰ管理員の選任
・ｴﾈﾙｷﾞｰ使用状況等の定期報告

改正

○特定事業者
工場等において一定以上のエネルギーを使用している者に対するエネルギー管理を義務化
・エネルギー管理統括者等の選任義務
・中長期計画の提出義務
・エネルギー使用状況等の定期報告

○特定連鎖化事業者
フランチャイズチェーンについても一事業者としてとらえ規制導入

業務部門におけるエネルギー使用量ベースのカバー率が大幅に拡大

※ 業種毎の状況や複数事業者が共同で行う取組を総合的に評価することを規定。

運　輸

前回改正時に新設（H19年度から定期報告開始）

○特定輸送事業者（貨物・旅客）
（保有車両数　ﾄﾗｯｸ200台以上、鉄道300両以上等）
・中長期計画の提出義務
・ｴﾈﾙｷﾞｰ使用状況等の定期報告

○特定荷主
（年間輸送量が3000万ﾄﾝｷﾛ以上）
・計画の提出義務
・委託輸送に係るｴﾈﾙｷﾞｰ使用状況等の定期報告

住宅・建築物

住宅・建築物に係る対策の強化

○特定建築物→第一種特定建築物
（延べ床面積2,000㎡以上）
・ 特定建築物について、新築、大規模改修を行う建築主等の、所管行政庁への省エネ措置の届出義務
・ 判断基準に照らし著しく不十分であるとき所管行政庁の指示・公表
→命令、罰則の追加
・ 届出した者について、定期の維持保全状況の報告義務

○第二種特定建築物
・一定の中小規模の建築物（延べ床面積300㎡以上）に係る届出義務・維持保全報告義務
→著しく不十分であるときは勧告

○登録建築物調査機関による調査
・調査の結果、維持保全状況が判断基準に適合すると認める建築物について、維持保全の報告を免除
・登録講習機関による調査員の講習

○住宅事業建築主に係る措置
・住宅を建築し販売する事業者に対し、特定住宅の省エネ性能向上を促す措置を導入（多数の住宅を建築・販売する者には、勧告、命令等による担保）。

○建築物の設計・施工者に対し省エネ性能の向上・表示を指導・助言

機械器具に係る措置

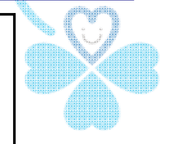
判断基準の公表（トップランナー基準）
・乗用自動車、ｴｱｺﾝ、ﾃﾚﾋﾞ等23機器について、それぞれの機器の現在商品化されている製品のうち最も優れている機器の性能以上にすることを求める。
・23機器について製品やカタログ等にエネルギー消費効率等を表示することを義務付けている。
・業務用冷蔵庫・ショーケースを新たに検討中。

情報提供

一般消費者への情報提供
・電力・ガス会社等による省エネ機器普及や情報提供事業の実施と実績の公表
・家電等の小売業者による店頭での分かりやすい省エネ情報（年間消費電力、燃費等）の提供
・建築物の販売業者又は賃貸業者による省エネ性能（断熱性能等）の情報提供の努力義務を明示

機器の省エネルギー基準（トップランナー基準）について





○省エネ法では、およそエネルギーを消費する全ての機械器具について、産業用、家庭用、業務用を問わず、製造又は輸入を行う事業者（製造事業者等）にエネルギー消費効率の向上努力を求めています。

○特に、それら機器のうち、自動車やエアコンなど国内において大量に使用され、かつ、エネルギーを相当量消費しているような機器（特定機器）に対して、現在商品化されている製品のうちエネルギー消費効率が最も優れている機器の性能等を勘案した基準（トップランナー基準）を定め、それらの製造事業者等に対して当該基準を達成するようエネルギー消費効率の向上を義務付けています。

特定機器（２３機器）

１．乗用自動車
２．貨物自動車
３．エアコンディショナー
４．テレビジョン受信機
５．ビデオテープレコーダー
６．蛍光灯器具
７．複写機
８．電子計算機
９．磁気ディスク装置
１０．電気冷蔵庫
１１．電気冷凍庫
１２．ストーブ
１３．ガス調理機器
１４．ガス温水機器
１５．石油温水機器
１６．電気便座
１７．自動販売機
１８．変圧器
１９．ジャー炊飯器
２０．電子レンジ
２１．ＤＶＤレコーダー
２２．ルーティング機器
２３．スイッチング機器

機器の省エネルギー基準（トップランナー基準）について



○具体的な義務付けの内容としては、製造事業者等は、個別の機器ごとに定めた目標年度において、出荷した製品のエネルギー消費効率と出荷台数の加重平均値を算出し、製品区分毎に設定された基準値を上回らなければなりません。

イメージ図

↑良い
エネルギー消費効率
↓悪い

区分①
目標基準値

区分②
目標基準値

区分③
目標基準値

仮に基準を下回る製品を出荷していたとしても、同区分内の製品を出荷台数の加重平均によってエネルギー消費効率を算出し、基準を上回れば良い。

● 個々の製品のエネルギー消費効率

エネルギー消費効率について



○省エネ法では、特定機器のエネルギー消費効率は、下表のとおり、それぞれの機器の特性に応じて規定しています。

特定機器のエネルギー消費効率

特定機器の目標年度とエネルギー消費効率（2009年7月現在）

特定機器	目標年度	エネルギー消費効率		備考
		表示方法	単位	
乗用自動車	2010	燃費値	km/L	ガソリン乗用車、LPガス乗用自動車
	2015			ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車、小型バス、路線バス、一般バス
エアコンディショナー	2010	通年エネルギー消費効率（APF）	—	家庭用、冷暖房兼用、直吹き壁掛け形
	2012			家庭用、冷暖房兼用、直吹き壁掛け形以外のもの
	2015			業務用、冷暖房兼用
蛍光ランプのみを主光源とする照明器具	2005	エネルギー消費効率	lm※1/W	
テレビジョン受信機	2003	年間消費電力量	kWh/年	ブラウン管
	2008			液晶・プラズマ
複写機	2006	エネルギー消費効率	Wh	乾式間接静電式
電子計算機	2007	エネルギー消費効率	W/MTOPS※2	単体ディスク、サブシステム
磁気ディスク装置	2007	エネルギー消費効率	W/GB※3	
貨物自動車	2015	燃費値	km/L	
ビデオテープレコーダー	2003	待機時消費電力	W	
電気冷蔵庫	2010	年間消費電力量	kWh/年	冷凍冷蔵庫含む
電気冷凍庫	2010	年間消費電力量	kWh/年	
ストーブ	2006	エネルギー消費効率	%	ガスストーブ、石油ストーブ
ガス調理機器	2006	エネルギー消費効率	%	こんろ部
	2008		Wh	グリル部、オーブン部
ガス温水機器	2006	エネルギー消費効率	%	ガス瞬間湯沸器・ガスふろがま
	2008			ガス暖房機器
石油温水機器	2006	エネルギー消費効率	%	
電気便座	2012	年間消費電力量	kWh/年	温水洗浄便座、暖房便座
自動販売機	2012	年間消費電力量	kWh/年	飲料用
変圧器	2006	エネルギー消費効率	W	油入式
	2007			モールド式
ジャー炊飯器	2008	年間消費電力量	kWh/年	
電子レンジ	2008	年間消費電力量	kWh/年	単機能レンジ、オーブンレンジ
ディー・ブイ・ディー・レコーダー	2008	年間消費電力量	kWh/年	地デジ非対応のもの
	2010			地デジ対応のもの
ルーティング機器	2010	消費電力	W	小型ルーター
スイッチング機器	2011	エネルギー消費効率	W/(Gbit/s※4)	L2スイッチ

※1　lm：ルーメン（光束の単位）
※2　MTOPS：メガ演算（複合理論性能の単位）
※3　GB：ギガバイト
※4　Gbit/s：ギガビット毎秒

対象事業者及び未達成の措置について



○省エネ法では、目標年度に基準を達成しなかった事業者に対する措置を定めています。基準値を達成しなかった製造事業者等には、未達成となった理由や効率改善に向けた今後の対応を報告させ、仮に、当該対応によっても効率改善が不十分な場合には、経済産業大臣が勧告を行い、さらに、本勧告に従わなかった場合には事業者名の公表、命令といった措置がなされます。また、命令に従わなかった場合には１００万円以下の罰金に処すこととしています。

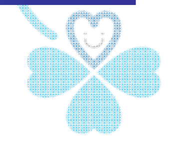
○省エネ法では、全て製造事業者等に対して目標年度に基準を達成するようエネルギー消費効率の向上を義務付けていますが、基準達成には、省エネ性能を向上するための技術開発等の努力が必要になります。このため、未達成の措置については、特定機器毎に年間の生産量又は輸入量（国内出荷向けに限る。）による裾切りの要件を定めています。

勧告･命令の対象となる事業者の要件（生産量又は輸入量）

○エアコンディショナー	５００台	○ガス調理機器	５，０００台
○照明器具	３０，０００台	○ガス温水機器	３，０００台
○テレビジョン受信機	１０，０００台	○石油温水機器	６００台
○複写機	５００台	○電気便座	２，０００台
○電子計算機	２００台	○自動販売機	３００台
○磁気ディスク装置	５，０００台	○変圧器	１００台
○ビデオテープレコーダー	５，０００台	○ジャー炊飯器	６，０００台
○電気冷蔵庫	２，０００台	○電子レンジ	３，０００台
○電気冷凍庫	３００台	○ディー･ブイ･ディー･レコーダー	４，０００台
○ストーブ	３００台	○ルーティング機器	２，５００台
		○スイッチング機器	１，５００台

機器の表示義務について





○特定機器については、その製品に係る製造事業者等は、消費者が購入する際にエネルギー消費効率に関する情報を取得できるように指定された表示（品名、エネルギー消費効率、製造事業者名等）を行うことが法律において規定されています。

○表示事項は機器毎の判断基準（告示）において規定しており、「エネルギー消費効率（年間消費電力等）」、「製造事業者等の氏名又は名称」は全ての機器で表示事項となっています。また、その他に基準エネルギー消費効率を判別するために必要となる事項についても表示を求めており、２３機器について表示事項が定められています。

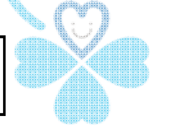
※家庭用品品質表示法（品表法）第2条第1項第1号に規定されている家庭用品（テレビ、電気冷蔵庫、家庭用エアコン等）については、同法にて表示事項を規定してます。

詳しくは、家庭用品品質表示法のホームページをご確認下さい。

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/hinpyo/

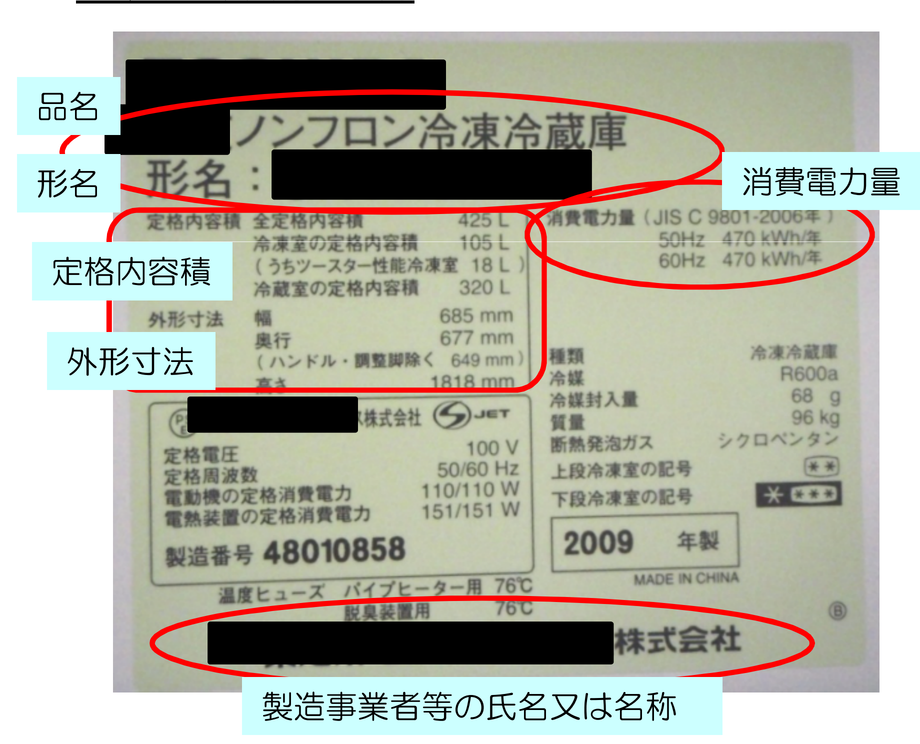


機器の表示義務について



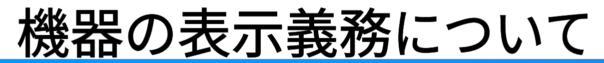
○本体表示の実例は以下のとおり。

電気冷蔵庫の例



ガス給湯器の例





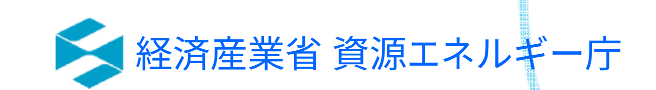
機器の表示義務について



機器名	表示事項	表示場所
エアコンディショナー	品名及び形名、冷房能力、冷房消費電力、暖房能力、暖房消費電力、通年エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称	機器本体の見やすい場所
蛍光灯ランプのみを主光源とする照明器具	品名及び形名、蛍光ランプの形式、全光束、消費電力、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称	カタログ
テレビジョン受信機	年間消費電力量、区分名、受信機型サイズ、製造事業者等の氏名又は名称（区分名及び受信機型サイズについては、液晶及びプラズマに限る。）	消費者の見やすい場所。ただし、使用上の注意については本体又は取り扱い説明書
複写機	品名及び形名、複写速度、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称	カタログ及び取扱説明書
電子計算機	品名又は形名、区分名、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称、エネルギー消費効率の説明	カタログ及び機器選定にあたり製造事業者等により提示される資料
磁気ディスク装置	品名及び形名、区分名、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称、エネルギー消費効率の説明	カタログ及び機器選定にあたり製造事業者等により提示される資料
ビデオテープレコーダー	品名及び形名、時計等の表示状態の待機時消費電力(時計等の表示機能であって表示・非表示を選択できるものに限る。)、時計等の非表示状態の待機時消費電力(時計等の表示機能であって表示・非表示を選択できるものに限る。）、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称	カタログ及び取扱説明書
電気冷蔵庫	定格内容積、年間消費電力量、外形寸法、製造事業者等の氏名又は名称	消費者の見やすい場所。ただし、使用上の注意については本体又は取り扱い説明書
電気冷凍庫	品名及び形名、定格内容積、エネルギー消費効率、外形寸法、製造事業者等の氏名又は名称	機器本体

※表示事項は、省エネ法において規定するもの（白）、家庭用品品質表示法において規定するもの（水色）のうち省エネに関する表示のみを記載しています。
なお、エアコンは家庭用、照明器具は卓上スタンド用のみを家庭用品品質表示法で規定しています。
家庭用品品質表示法 (http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/hinpyo/)

機器の表示義務について



機器名	表示事項	表示場所
ストーブ	品名又は形名、区分名(石油ストーブに限る。)、最大燃料消費量(石油ストーブであって半密閉式のもののうち放射式以外のものであって最大の燃料消費量が1.5リットル毎時を超えるものに限る。)、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称	性能表示のあるカタログ及び機器本体
ガス調理機器	品名又は形名、区分名、こんろ部エネルギー消費効率(こんろ部を有するものに限る。)、グリル部エネルギー消費効率(グリル部を有するものに限る。)、オーブン部エネルギー消費効率(オーブン部を有するものに限る。)、製造事業者等の氏名又は名称	性能表示のあるカタログ及び機器本体
ガス温水機器	品名又は形名、区分名、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称	性能表示のあるカタログ及び機器本体
石油温水機器	品名又は形名 、区分名、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称	性能表示のあるカタログ及び機器本体
電気便座	品名又は形名、区分、貯湯量（温水洗浄便座であって貯湯タンクを有するものに限る。）、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称	カタログ及び取扱説明書
自動販売機	品名及び形名、区分、実庫内容積（コールド専用機又はホットオアコールド機に限る。）、調整庫内容積（ホットアンドコールド機に限る。）、調整熱容量（カップ式飲料用のものに限る。）、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称	性能表示のあるカタログ及び機器本体
変圧器	品名及び形名、変圧器の種別、定格容量、相数、定格周波数、定格一次電圧及び定格二次電圧、エネルギー消費効率、基準負荷率、規格名、製造事業者等の氏名又は名称	性能に関する表示のあるカタログ及び機器選定にあたり製造事業者等により提示される資料
ジャー炊飯器	最大炊飯容量、区分名、蒸発水量、年間消費電力量、一回当たりの炊飯時消費電力量、一時間当たりの保温時消費電力量、一時間当たりのタイマー予約時消費電力量、一時間当たりの待機時消費電力量、製造事業者等の氏名又は名称	消費者の見やすい場所。ただし、使用上の注意については本体又は取り扱い説明書
電子レンジ	外形寸法、加熱室の有効寸法、区分名、電子レンジ機能の年間消費電力量、オーブン機能の年間消費電力量（オーブン機能を有するものに限る。）、年間待機時消費電力量、年間消費電力量、製造事業者等の氏名又は名称	本体の見やすい箇所。ただし、使用上の注意については本体又は取り扱い説明書
ディー・ブイ・ディー・レコーダー	品名及び形名、区分名、ＨＤＤの記憶容量（ＨＤＤを有するものに限る。）、エネルギー消費効率、製造事業者等の氏名又は名称	カタログ及び取扱説明書

なお、表示義務についても、告示の規定に従わない場合には、勧告、命令等の措置が規定されており、裾切り要件は設けていないため全ての事業者に適用されることになっています。



省エネ法の読み方

○トップランナー基準は、目標年度を迎えた機器の見直しや新たな製品の普及拡大による対象機器の追加等により、法令等が改正されるため、最新の規定を確認する必要があります。
○省エネ法の規制は、法律、政令（施行令）、省令（施行規則）、告示（判断基準等）で構成されており、それぞれ以下の内容を規定しています。
○特に告示では基準値、表示事項、測定方法等の重要な内容が規定されており、告示の読み方についてはP１２、１３を参照して下さい。
○なお、省エネ法の関係法令は財団法人省エネルギーセンターのホームページにおいて随時更新しており、閲覧することができます。
（http://www.eccj.or.jp/law06/index.html）

○エネルギーの使用の合理化に関する法律
- 第７７～８１条　トップランナー基準達成の義務及び表示義務とこれら義務の報告徴収、立入検査、勧告及び命令の根拠条文
- 第８６条　小売事業者等の情報提供努力義務
- 第９５条　命令に従わない場合の罰則

○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令
- 第２１条第１～２３号　特定機器の指定
- 第２２条　勧告・命令の対象となる事業者の要件（生産量又は輸入量）

○エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則
- 第４８条　政令（施行令）で定めた特定機器ののうち、特定機器から除外する機器（特殊な用途のみに使用される機器等）を列挙

○告示（判断基準等）
- ２３機器毎にそれぞれ「（特定機器の名称）の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」が告示として定めており、目標年度、目標基準値、表示事項、測定方法等を規定。

特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等～１．判断の基準～

ディー・ブイ・ディー・レコーダーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

１　判断の基準

(1)　エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第21号に掲げるディー・ブイ・ディー・レコーダー（以下「ＤＶＤレコーダー」という。）であって、デジタル放送受信機を内蔵していないもの（以下、「地デジ非対応ＤＶＤレコーダー」という。）の製造又は輸入の事業を行う者（以下「製造事業者等」という。）は、目標年度（平成20年４月１日に始まり平成21年３月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する地デジ非対応ＤＶＤレコーダーのエネルギー消費効率（３に定める方法により測定した数値をいう。以下同じ。）を次の表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値が同表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率（同表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる算定式により算定した数値をいう。ただし、ビデオテープレコーダーのみを有するものにあっては、同表の右欄に掲げる数値をいう。）を同表の左欄に掲げる区分ごとに出荷台数により加重平均した数値を上回らないようにすること。

区分				基準エネルギー消費効率又はその算定式
付属の録画装置	チューナー及び信号変換機能	付加端子	区分名	
磁気ディスク装置（以下「ＨＤＤ」という。）のみを有するもの	基本仕様のもの	デジタルネットワーク端子を有しないもの	A	E＝0.02C＋45
		デジタルネットワーク端子を有するもの	B	E＝0.02C＋49
	チューナーを複数有するもの	デジタルネットワーク端子を有しないもの	C	E＝0.02C＋55
		デジタルネットワーク端子を有するもの	D	E＝0.02C＋60
	ＭＰＥＧエンコーダーを複数有するもの	デジタルネットワーク端子を有しないもの	E	E＝0.02C＋63
		デジタルネットワーク端子を有するもの	F	E＝0.02C＋68
ビデオテープレコーダー（以下「ＶＴＲ」という。）のみを有するもの	基本仕様のもの	デジタルネットワーク端子を有しないもの	G	E＝39
		デジタルネットワーク端子を有するもの	H	E＝44
	チューナーを複数有するもの	デジタルネットワーク端子を有しないもの	I	E＝39
		デジタルネットワーク端子を有するもの	J	E＝54
ＨＤＤ及びＶＴＲを有するもの	基本仕様のもの	デジタルネットワーク端子を有しないもの	K	E＝0.02C＋58
		デジタルネットワーク端子を有するもの	L	E＝0.02C＋63
	チューナーを複数有するもの	デジタルネットワーク端子を有しないもの	M	E＝0.02C＋68
		デジタルネットワーク端子を有するもの	O	E＝0.02C＋73
	ＭＰＥＧエンコーダーを複数有するもの	デジタルネットワーク端子を有しないもの	P	E＝0.02C＋76
		デジタルネットワーク端子を有するもの	Q	E＝0.02C＋81

備考１　「デジタルネットワーク端子」とは、ｉＬｉｎｋ、ＵＳＢ、ＬＡＮ、ＨＤＭＩをいう。

２　Ｅ及びＣは、次の数値を表すものとする。

Ｅ：基準エネルギー消費効率（単位　キロワット時毎年）

Ｃ：ＨＤＤの記憶容量（単位　ギガバイト）

「目標年度」を規定しており、例では平成２０年度となっている。
また、「以降の各年度」としているとおり、目標年度が過ぎても、基準を達成する必要がある。

「区分名」毎に出荷台数を加重平均して達成を判断。表示事項において規定する区分名とはこのアルファベットの表示を指す。

「基準」には数値のもの、エネルギー消費効率に影響を及ぼす機能等を変数とした基準式のものがある。後者は同区分であっても製品毎に基準値が異なる。
・基準式の計算例
（ＨＤＤの記憶容量500GBの場合）
E=0.02C+68
=0.02×500（GB）+68
=78(kWh/年)　※計算の単位に注意

製品がどの区分であるかは確認する際には備考に関連する情報が付加されていることに留意。

本表に規定する区分、基準値を誤っていると、省エネ基準達成率等、大きな誤りにつながるため、注意が必要。

2　表示事項等

2－1　表示事項

DVDレコーダーのエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ　品名及び形名

ロ　区分名

ハ　HDDの記憶容量（HDDを有するものに限る。）

ニ　エネルギー消費効率

ホ　製造事業者等の氏名又は名称

2－2　遵守事項

(1)　エネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令74号）別表第5下欄に掲げる数値を有効数字3桁以上で、キロワット時毎年単位で表示すること。この場合において、エネルギー消費効率は表示値の100分の105以下とすること。

(2)　2－1に掲げる表示事項の表示は、消費者が機器の選定に当たり、性能に関する表示のあるカタログ及び取扱説明書の見やすい箇所にわかりやすく表示すること。この場合、2－1二に掲げる事項は、アンダーラインを引き、活字を大きくし、文字の色を変える等特に目立つ方法を用いて表示すること。

3　エネルギー消費効率の測定方法

1のエネルギー消費効率は年間消費電力量とし、当該年間消費電力量は次の式により算出するものとする。

ⅰ）HDDのみを有するもの、HDD及びVTRを有するもの

$$E = [\{Pdon - (Pdon - Pdoff) \times 0.2\} \times (7482.5 - tepg) + Phrec \times 730 + Phpl \times 365 + Pdvd \times 182.5 + Pepg \times tepg] / 1000$$

この式において、E、Pdon、Pdoff、Phrec、Phpl、Pdvd、Pepg 及びtepgは　、それぞれ次の数値を表すものとする。

E　　：年間消費電力量（単位　キロワット時毎年）

Pdon　：表示状態の待機時消費電力（単位　ワット）

Pdoff：非表示状態の待機時消費電力（単位　ワット）

Phrec：HDD録画時の動作時消費電力（単位　ワット）

Phpl　：HDD再生時の動作時消費電力（単位　ワット）

Pdvd　：DVDの動作時消費電力（単位　ワット）

Pepg　：電子番組表（以下「EPG」という。）取得時の消費電力（単位　ワット）

tepg　：年間基準EPG取得動作時間（単位　時間）

～ 略 ～

(9)測定条件

①　電源電圧は、100ボルト±2%、周波数 50Hz又は60Hz±1Hzとすること。

②　時刻等の表示部の明/暗切換え機能がある場合は工場出荷の状態とする。また、時計時刻の設定は「10:00」とすること。

～ 略 ～

附　則

この告示は、平成19年11月26日から施行する。ただし、地デジ対応DVDレコーダーにおける2の規定においては、平成20年11月26日から施行する。

家庭用品品質表示法において定める機器は本告示では規定していない。

基準式において変数としている値については表示事項に含めている。

「エネルギー消費効率」を表示する際の有効数字、単位を規定。
また、表示されたエネルギー消費効率の許容値についても、ここで規定しているものがある。

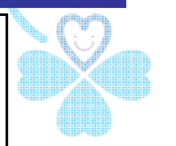
表示事項の記載場所を規定。
例では、カタログ及び取扱説明書への記載を義務付けている。

測定方法、測定結果からエネルギー消費効率を計算する際の式、測定条件等を規定。ただし、測定方法に日本工業規格（JIS）を準用しているものもある。

表示事項については、印刷等に時間を要することから、必要に応じて経過措置を設け、表示の切替えに必要な時間の猶予を与えている。



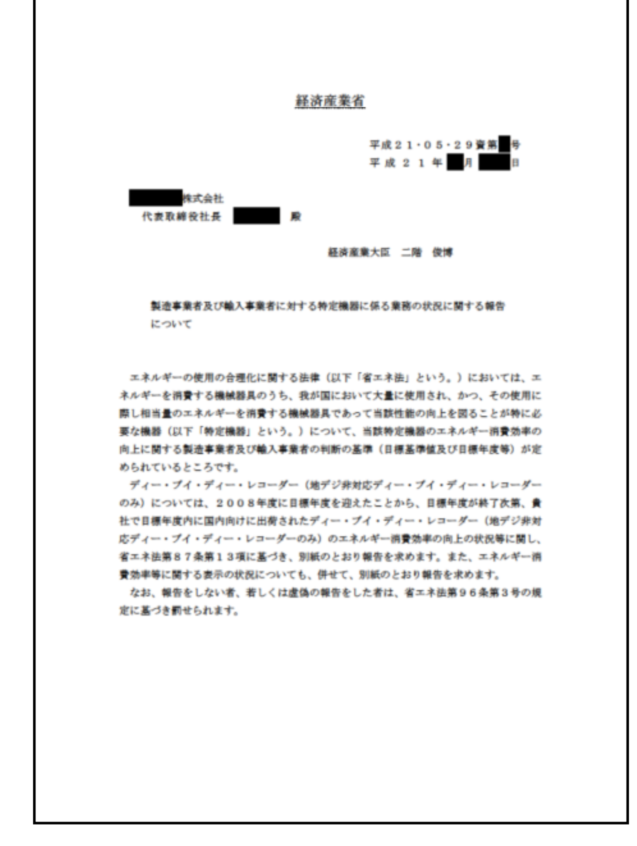
報告徴収について



○目標年度を迎えた機器は、目標の翌年度に「製造事業者及び輸入事業者に対する特定機器に係る業務の状況に関する報告について」という報告依頼が送付されます。

○報告は、経済産業大臣から製造事業者等の代表者あてに送付されます。対象要件に適合する製造事業者等はエネルギー消費効率と出荷台数を入力し、ご回答いただく必要があります。報告様式等は以下のＵＲＬにも掲載しております。
http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/tokuteikiki/tokuteikikityousa.htm

報告依頼の例（ＤＶＤレコーダー）



経済産業省

平成２１･０５･２９資第[redacted]号
平成２１年[redacted]月[redacted]日

[redacted]株式会社
代表取締役社長 [redacted] 殿

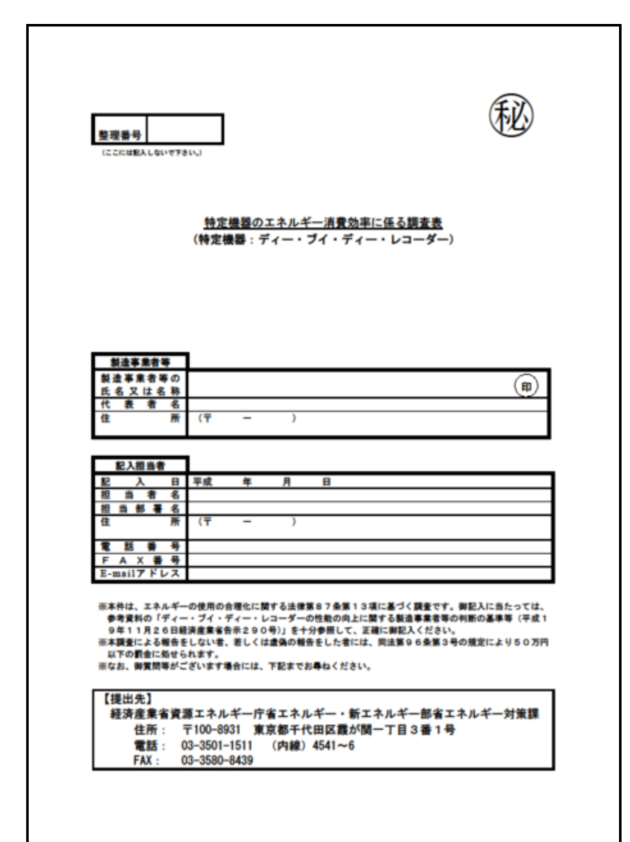
経済産業大臣 二階 俊博

製造事業者及び輸入事業者に対する特定機器に係る業務の状況に関する報告について

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）においては、エネルギーを消費する機械器具のうち、我が国において大量に使用され、かつ、その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具であって当該性能の向上を図ることが特に必要な機器（以下「特定機器」という。）について、当該特定機器のエネルギー消費効率の向上に関する製造事業者及び輸入事業者の判断の基準（目標基準値及び目標年度等）が定められているところです。

ディー・ブイ・ディー・レコーダー（地デジ非対応ディー・ブイ・ディー・レコーダーのみ）については、２００８年度に目標年度を迎えたことから、目標年度が終了次第、貴社で目標年度内に国内向けに出荷されたディー・ブイ・ディー・レコーダー（地デジ非対応ディー・ブイ・ディー・レコーダーのみ）のエネルギー消費効率の向上の状況等に関し、省エネ法第８７条第１３項に基づき、別紙のとおり報告を求めます。また、エネルギー消費効率等に関する表示の状況についても、併せて、別紙のとおり報告を求めます。

なお、報告をしない者、若しくは虚偽の報告をした者は、省エネ法第９６条第３号の規定に基づき罰せられます。



整理番号	

（ここには記入しないで下さい。）

㊙

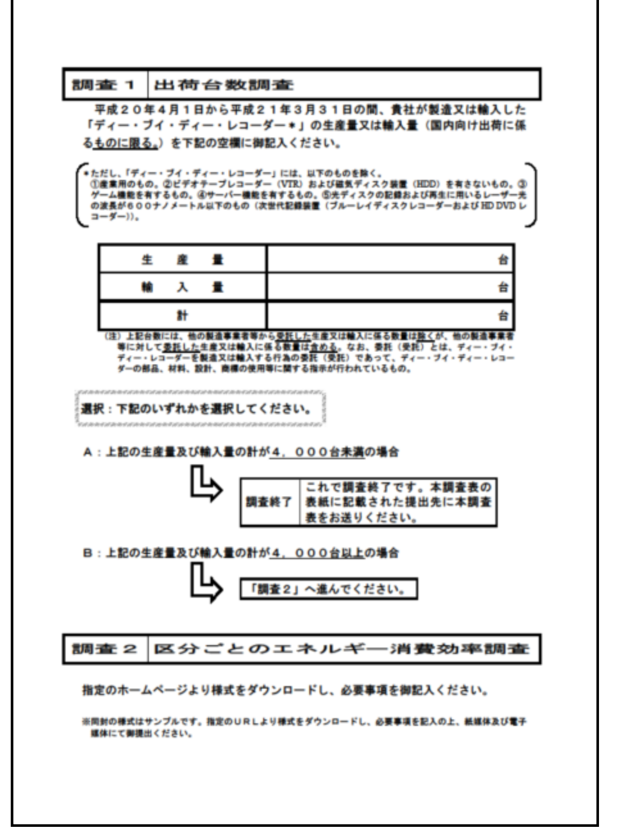
特定機器のエネルギー消費効率に係る調査表
（特定機器：ディー・ブイ・ディー・レコーダー）

製造事業者等	
製造事業者等の氏名又は名称	㊞
代表者名	
住所	（〒 － ）

記入担当者	
記入日	平成 年 月 日
担当者名	
担当部署名	
住所	（〒 － ）
電話番号	
ＦＡＸ番号	
E-mailアドレス	

※本件は、エネルギーの使用の合理化に関する法律第８７条第１３項に基づく調査です。御記入に当たっては、参考資料の「ディー・ブイ・ディー・レコーダーの性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成１９年１１月２６日経済産業省告示２９０号）」を十分参照して、正確に御記入ください。
※本調査による報告をしない者、若しくは虚偽の報告をした者には、同法第９６条第３号の規定により５０万円以下の罰金に処せられます。
※なお、御質問等がございます場合には、下記までお尋ねください。

【提出先】
経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー対策課
住所： 〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目３番１号
電話： 03-3501-1511 （内線）4541～6
FAX： 03-3580-8439



調査１ 出荷台数調査

平成２０年４月１日から平成２１年３月３１日の間、貴社が製造又は輸入した「ディー・ブイ・ディー・レコーダー＊」の生産量又は輸入量（国内向け出荷に係るものに限る。）を下記の空欄に御記入ください。

＊ただし、「ディー・ブイ・ディー・レコーダー」には、以下のものを除く。
①産業用のもの。②ビデオテープレコーダー（VTR）および磁気ディスク装置（HDD）を有さないもの。③ゲーム機能を有するもの。④サーバー機能を有するもの。⑤光ディスクの記録および再生に用いるレーザー光の波長が６００ナノメートル以下のもの（次世代記録装置（ブルーレイディスクレコーダーおよびHD DVDレコーダー））。

生産量	台
輸入量	台
計	台

（注）上記台数には、他の製造事業者等から受託した生産又は輸入に係る数量は除くが、他の製造事業者等に対して委託した生産又は輸入に係る数量は含める。なお、委託（受託）とは、ディー・ブイ・ディー・レコーダーを製造又は輸入する行為の委託（受託）であって、ディー・ブイ・ディー・レコーダーの部品、材料、設計、商標の使用等に関する指示が行われているもの。

選択：下記のいずれかを選択してください。

Ａ：上記の生産量及び輸入量の計が４，０００台未満の場合
→ 調査終了　これで調査終了です。本調査表の表紙に記載された提出先に本調査表をお送りください。

Ｂ：上記の生産量及び輸入量の計が４，０００台以上の場合
→ 「調査２」へ進んでください。

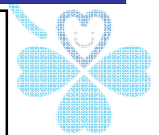
調査２ 区分ごとのエネルギー消費効率調査

指定のホームページより様式をダウンロードし、必要事項を御記入ください。

※同封の様式はサンプルです。指定のＵＲＬより様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、紙媒体及び電子媒体にて御提出ください。

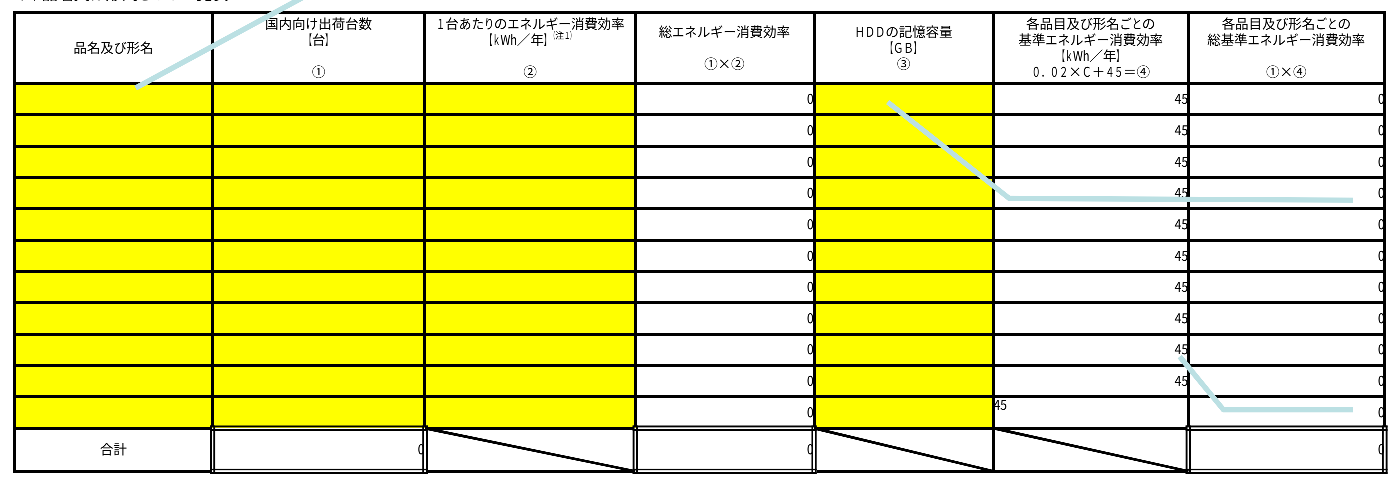


報告徴収について



○報告に際しては、製品毎にエネルギー消費効率と出荷台数を入力したシートを、区分毎に作成する必要があります

報告様式



区分 A

地デジ非対応ＤＶＤレコーダー

付属の録画装置：ＨＤＤのみを有するもの、チューナー及び信号変換機能：基本仕様のもの

付加端子：デジタルネットワーク端子を有しないもの

(1) 品名又は形式ごとの一覧表

品名及び形名	国内向け出荷台数［台］①	1台あたりのエネルギー消費効率［kWh／年］(注1) ②	総エネルギー消費効率 ①×②	ＨＤＤの記憶容量［ＧＢ］③	各品目及び形名ごとの基準エネルギー消費効率［kWh／年］０．０２×Ｃ＋４５＝④	各品目及び形名ごとの総基準エネルギー消費効率 ①×④
			0		45	0
			0		45	0
			0		45	0
			0		45	0
			0		45	0
			0		45	0
			0		45	0
			0		45	0
			0		45	0
			0		45	0
			0		45	0
合計	0		0			0

(注1) 有効数字3桁で記すこと。

報告様式はトップランナー基準の区分毎に作成します。

製品の品名及び形名毎に出荷台数、エネルギー消費効率を記入します。

ＤＶＤの場合、基準値の算定のためハードディスク記憶容量の記入が必要になります。なお、機器によって必要な事項が異なります。

資源エネルギー庁のホームページから様式の電子ファイルをダウンロードすれば、黄色セルを記入するとその他の事項が自動計算できます。

(2) 本区分におけるエネルギー消費効率の加重平均

A：あなたの機器の加重平均エネルギー消費効率

国内向け出荷台数合計［台］⑤	総エネルギー消費効率合計 ⑥	加重平均エネルギー消費効率［kWh／年］(注2) ⑥÷⑤
0	0	#DIV/0

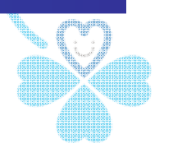
(注2) 有効数字3桁で記すこと。

B：加重平均基準エネルギー消費効率

国内向け出荷台数合計［台］⑤	総基準エネルギー消費効率合計 ⑦	加重平均基準エネルギー消費効率［kWh／年］(注3) ⑦÷⑤
0	0	#DIV/0

(注3) 有効数字3桁で記すこと。

入力データから算出されたエネルギー消費効率が、ＤＶＤの場合、基準エネルギー消費効率以下であれば基準達成したこととなります。



○省エネ法の関連規定

○省エネラベリング制度

○省エネ型製品情報サイト



ラベリング制度

○資源エネルギー庁は、省エネ機器の普及促進に向けたラベリング制度を設けており、大きく分けて製造事業者等によるものと小売事業者によるものの2つに大別されます。

- 「省エネルギーラベル」：トップランナー基準の対象となった機器のうち、特に一般消費者の利用が多い家庭用機器を中心に、JIS規格において、主に製造事業者等が表示するラベルを規定しています。
- 「統一省エネルギーラベル」：テレビ、エアコン、冷蔵庫、電気便座について、消費者が購入時に省エネ性能についてより認識・比較してもらうため、小売事業者において、省エネルギーラベルも含め、省エネ性能を5つ星から1つ星の5段階で表示（多段階評価）する統一省エネルギーラベルを作成し、情報を提供しています。ただし、省エネ達成率の差が小さい機器については、星による表示がない簡易版ラベルとなります。

省エネルギーラベルの例
（主にメーカーによる表示）





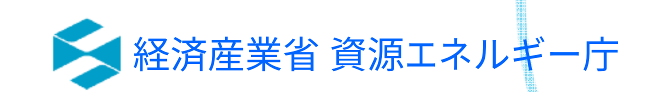
統一省エネルギーラベル及び簡易版ラベルの例
（主に小売事業者による表示）



（統一省エネルギーラベル）



（簡易版ラベル）



機器毎のラベル対応一覧表

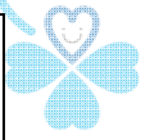
制度 ＼ 製品名	トップランナー基準	省エネルギーラベル制度	統一省エネルギーラベル（＊）
エアコンディショナー	○	○	○
電気冷蔵庫	○	○	○
電気冷凍庫	○	○	△
蛍光灯器具	○	○	△
電気便座	○	○	○
テレビジョン受信機	○	○	○
電子計算機	○	○	
磁気ディスク装置	○	○	
乗用自動車	○		
貨物自動車	○		
自動販売機	○		
ストーブ	○	○	△

制度 ＼ 製品名	トップランナー基準	省エネルギーラベル制度	統一省エネルギーラベル（＊）
ガス調理機器	○	○	△
ガス温水機器	○	○	△
石油温水機器	○	○	△
変圧器	○	○	
ジャー炊飯器	○	○	△
電子レンジ	○	○	△
ビデオテープレコーダー	○		△
DVDレコーダー	○	○	△
複写機	○		
ルーティング機器	○		
スイッチング機器	○		

（＊） △印は多段階評価による表示のない簡易版ラベル



省エネルギーラベル



○省エネルギーラベルは、消費者に対し家電製品の省エネ性能に関する情報提供を行うことにより、省エネ効果の高い製品の普及を促進することを目的として、２０００年にスタートしました。

○目標年度、省エネ基準達成率（詳しくは次ページにて解説）、エネルギー消費効率を表示するとともに、性能を分かり易く表示するため、省エネ基準を達成した機器には緑色のｅマーク、達成していない機器はオレンジ色のｅマークで表示をしています。

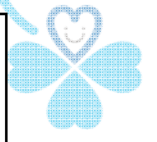
○なお、本制度はＪＩＳ C9901（電子・電気機器）、ＪＩＳ S2070（ガス・石油機器）及びＪＩＳ A 4423（電気便座）に基づく制度であり、表示は任意となっています。



2009年7月現在、エアコンディショナー、冷蔵庫、冷凍庫、蛍光灯器具、テレビ、ストーブ、ガス調理機器、ガス温水機器、石油温水機器、電気便座、電子計算機、磁気ディスク、変圧器、ジャー炊飯器、電子レンジ及びＤＶＤレコーダーの１６品目。



省エネルギー基準達成率について



○省エネルギー基準達成率の算出方法はJIS C9901（電子･電気機器）、JIS S2070（ガス･石油機器）及びJIS A4423（電気便座）に規定されています。

○なお、省エネルギー基準達成率は小数点以下を切り捨てて表示することとしています。

例：　99.5％　→　正 99％　，　誤 100％

●テレビ、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ジャー炊飯器、電子レンジ、電気便座、DVDレコーダー、電子計算機、磁気ディスク装置、変圧器、ガス調理器のグリル部およびオーブン部の場合

$$省エネ基準達成率(\%)=\frac{目標基準値}{エネルギー消費効率}\times 100$$

例　目標基準値が250kWh/年のテレビの年間消費電力量が180kWh/年の場合

$$省エネ基準達成率(\%)=\frac{250}{180}\times 100=138(\%)$$

小数点以下切り捨て

●エアコン、蛍光灯器具、ストーブ、ガス調理機器のこんろ部、ガス温水機器、石油温水機器の場合

$$省エネ基準達成率(\%)=\frac{エネルギー消費効率}{目標基準値}\times 100$$

例　目標基準値が6.0のエアコンのAPFが6.1の場合

$$省エネ基準達成率(\%)=\frac{6.1}{6.0}\times 100=101(\%)$$

小数点以下切り捨て



小売事業者における表示制度

○2006年4月に施行された改正省エネ法において、小売事業者の情報提供に係る努力義務が規定されました。
○これを受けて、2006年10月からテレビ、エアコン、冷蔵庫を対象として統一省エネルギーラベルの運用を開始し、2009年5月には電気便座が対象として追加されました。
○統一省エネルギーラベルは、市販している製品を相対評価により表示し、比較が容易な情報を提供するために多段階評価による表示を実施しております。他方、市販品の性能差が小さい機器については、多段階評価のない簡易版ラベルを用いて表示しています。
○また、消費者の購入の目安として年間電力料金も合わせて表示しています。

●統一省エネラベルの例(電気冷蔵庫)

2008年度版
この商品の
省エネ性能は?
省エネ基準達成率 100%未満
100% 以上
目標年度 2010年度
省エネ基準達成率 121 %
年間消費電力量 420 kWh/年
メーカー名
機種名
1年間使用した場合の目安電気料金
9,240 円
使用期間中の環境負荷に配慮し、省エネ性能の高い製品を選びましょう。

本ラベル内容が何年度のものであるかを表示。

ノンフロン電気冷蔵庫はノンフロンマークを表示。

多段階評価
・市場における製品の省エネ性能の高い順に5つ星から1つ星で表示。
・トップランナー基準を達成している製品がいくつ星以上であるかを明確にするため、星の下のマーク(◀▶)でトップランナー基準達成・未達成の位置を明示。

省エネルギーラベル

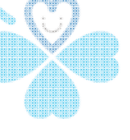
年間の目安電気料金
・エネルギー消費効率(年間消費電力量等)をわかりやすく表示するために年間の目安電気料金で表示。
電気料金は、(社)全国家庭電気製品公正取引協議会「電気料金目安単価」から1kWhあたり22円(税込み)として算出。

●簡易版ラベルの例(DVDレコーダー)





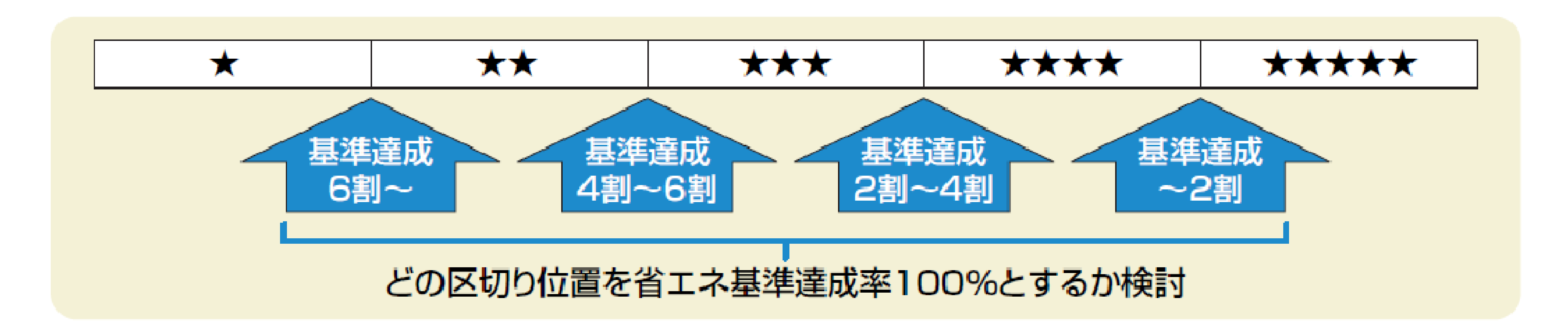
小売事業者における表示制度



○多段階評価では、評価基準の設定の考え方を示しており、この考え方に基づいて、市販している製品の性能分布を調査し、決定しています。

■多段階評価基準設定の考え方

①市販されている製品における省エネ基準達成機種の割合（2割未満、2割以上4割未満、4割以上6割未満、6割以上）から100%の位置が決められます。
②省エネ基準達成率の最高値と100%との間、省エネ基準達成率の最低値と100%との間は、区分数で均等に達成率を分割して設定されます。



多段階評価制度の切り替えについて



○統一省エネルギーラベルの対象機器は、モデルチェンジによりエネルギー消費効率が向上することから、一定の期間後には、全体の分布が多段階評価の上位区分に偏ることが予想されます。

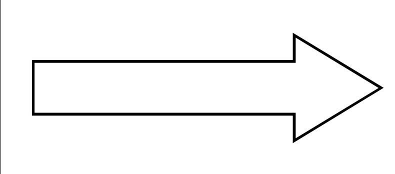
○このため、定期的に段階評価の基準の改定を行うこととし、その時期としては、全体におけるトップランナー基準達成機器の機種割合が現行多段階評価基準の設定時の機種割合と比較して、3割以上増えた場合等の状況を踏まえて決定しています。

○昨年、液晶・プラズマテレビの多段階評価を改定するとともに、本年5月にエアコン、電気冷蔵庫についても改定を行っています。

多段階評価見直しの例（液晶プラズマテレビ）

《液晶プラズマテレビ（見直し前）》

多段階評価	現行の達成率	機種数
★★★★★	136%以上	154
★★★★	124%以上136%未満	14
★★★	112%以上124%未満	7
★★	100%以上112%未満	21
★	100%未満	43



《液晶プラズマテレビ（見直し後）》

多段階評価	現行の達成率	機種数
★★★★★	164%以上	6
★★★★	143%以上164%未満	78
★★★	121%以上143%未満	84
★★	100%以上121%未満	28
★	100%未満	43



■現在の多段階評価基準

■冷蔵庫　多段階評価基準

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	144パーセント以上
★★★★	122パーセント以上144パーセント未満
★★★	100パーセント以上122パーセント未満
★★	83パーセント以上100パーセント未満
★	83パーセント未満

■ラベル例



■電気便座　多段階評価基準

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	150パーセント以上
★★★★	125パーセント以上150パーセント未満
★★★	100パーセント以上125パーセント未満
★★	78パーセント以上100パーセント未満
★	78パーセント未満

■ラベル例





小売事業者における表示制度



■現在の多段階評価基準

① エアコンディショナー（冷房能力が4.0キロワット以下のものであって直吹き形で壁掛け形のもの）

ユニットの形態	冷房能力	室内機の寸法タイプ	目標基準値（APF）
直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く）	3．2kW以下	寸法規定	5.8
		寸法フリー	6.6
	3．2kW超 4．0kW以下	寸法規定	4.9
		寸法フリー	6.0

② エアコンディショナー（冷房能力が4．0キロワット超のものであって直吹き形で壁掛け形のもの）

ユニットの形態	冷房能力	目標基準値（APF）
直吹き形で壁掛け形のもの（マルチタイプのもののうち室内機の運転を個別制御するものを除く）	4．0kW超 5．0kW以下	5.5
	5．0kW超 6．3kW以下	5.0
	6．3kW超 28．0kW以下	4.5

■多段階評価基準

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	109パーセント以上
★★★★	100パーセント以上109パーセント未満
★★★	90パーセント以上100パーセント未満
★★	80パーセント以上90パーセント未満
★	80パーセント未満

■ラベル例





■現在の多段階評価基準

■ブラウン管テレビ　多段階評価基準

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	127パーセント以上
★★★★	118パーセント以上127パーセント未満
★★★	109パーセント以上118パーセント未満
★★	100パーセント以上109パーセント未満
★	100パーセント未満

■ラベル例

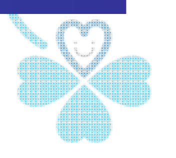


■液晶･プラズマテレビ　多段階評価基準

多段階評価	省エネルギー基準達成率
★★★★★	164パーセント以上
★★★★	143パーセント以上164パーセント未満
★★★	121パーセント以上143パーセント未満
★★	100パーセント以上121パーセント未満
★	100パーセント未満

■ラベル例





○省エネ法の関連規定

○省エネラベリング制度

○省エネ型製品情報サイト

省エネ型製品情報サイト



■小売事業者における表示制度運用支援

○省エネルギーセンターホームページのトップページにある、トピックス内「統一省エネラベル」をクリック

→ 統一省エネルギーラベルを印刷できるサイト（省エネ型製品情報サイト）が現れる

財団法人 省エネルギーセンター

トピックス

統一省エネラベル

省エネ型製品情報サイト

～統一省エネラベル等の印刷・製品の省エネ性能情報～

Copyright(C) ECCJ 1996-2009

様式が指定された「統一省エネルギーラベル」の対象4製品を含む、小売事業者表示対象の１４機器の省エネ性能情報をメーカーより収集・表示。統一省エネルギーラベル及び簡易版ラベルを簡便に印刷できるシステムを構築・公開。

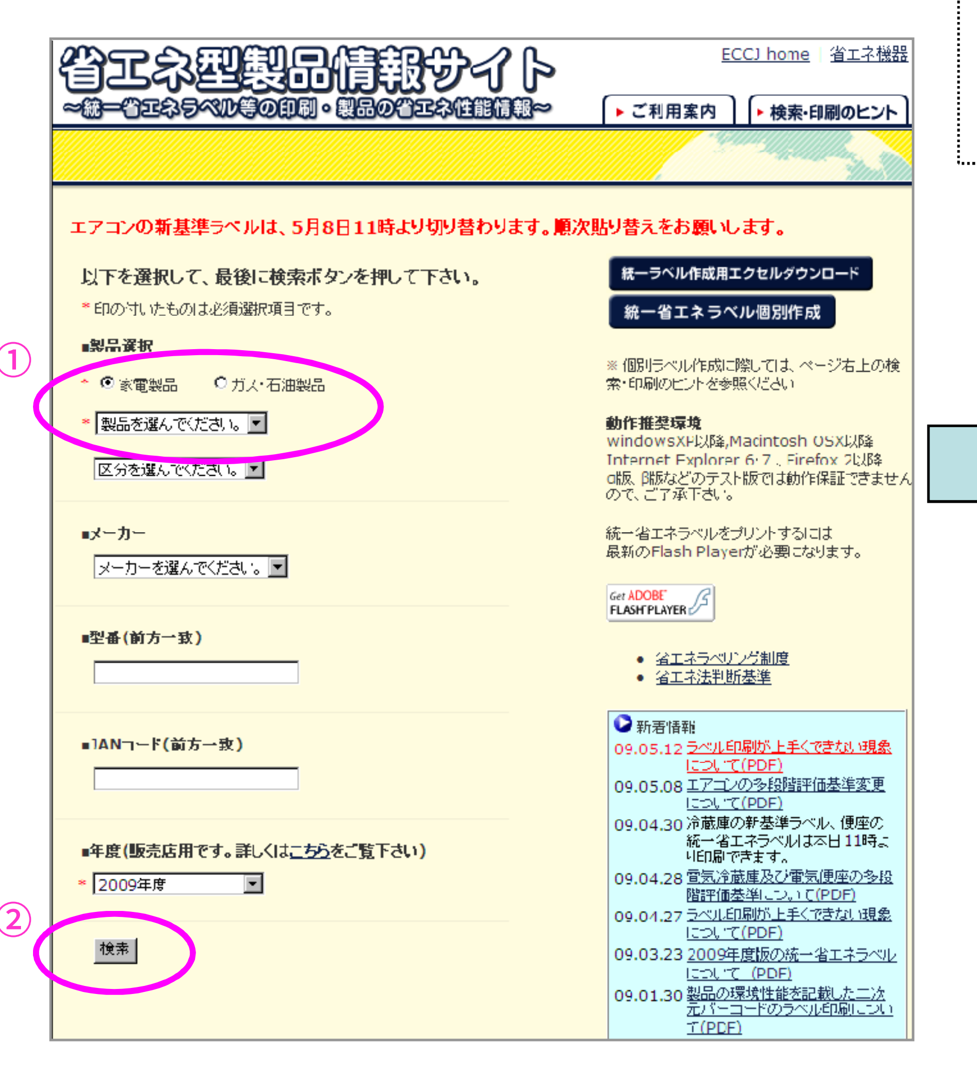
省エネ型製品情報サイト



■小売事業者における表示制度運用支援

販売店以外、一般消費者も閲覧可能

①家電製品か、ガス･石油製品かを選択 → 製品を選択
（サイズや容量での絞り込み可能、メーカーや型番などを指定して検索も可能）
②検索ボタンをクリックするとエネルギー消費効率の良い順にランキング表示



●家電製品、エアコン、で検索したサンプル一覧画像

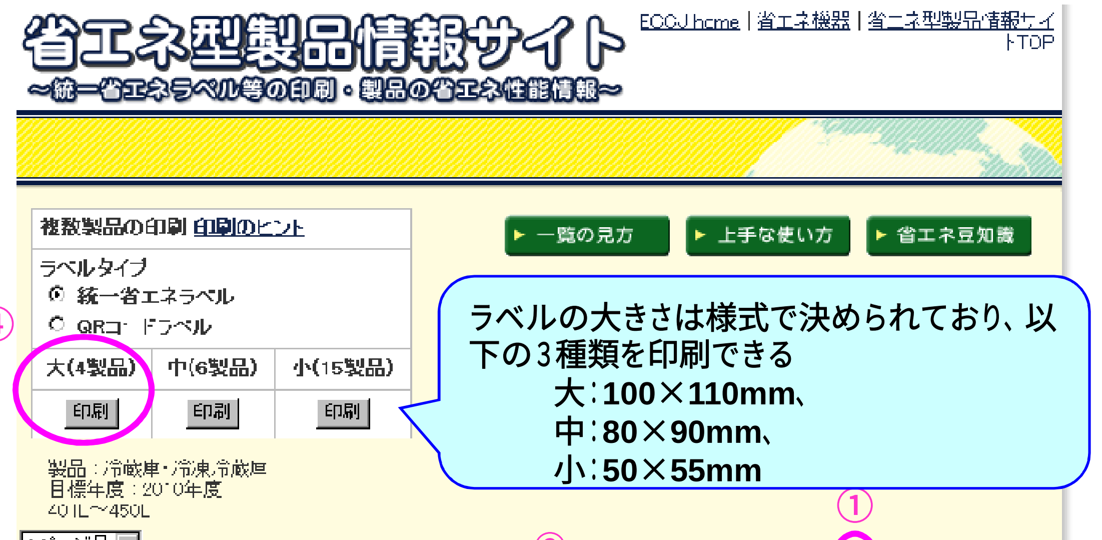


	ラベル印刷チェック	メーカーまたはブランド	製品愛称	機種名(型番)	多段階評価	省エネ性マーク	目標年度	省エネ基準達成率(%)	APF(通年エネルギー消費効率)	年間電気代(円/年)	電源電圧(V)	能力(kW)	消費電力(W)	
1	□	パナソニック		CS-25RKX	★★★★	●	2010	103	6.3	14,300	100	2.2	340	5
2	□	パナソニック		CS-X229A	★★★★	●	2010	103	6.3	14,300	100	2.2	340	5
3	□	三菱重工	ビーバーエアコン	SRK28SJ	★★★★	●	2010	101	6.7	18,400	100	2.8	490	5
4	□	三菱重工		SRK28SK	★★★★	●	2010	101	6.7	18,400	100	2.8	500	5
5	□	日立	ミストでうるおい ステンレス・クリーン白くまくん	RAS-X28Y	★★★★	●	2010	101	6.7	18,400	100	2.8	470	5
6	□	パナソニック		CS-28RKX	★★★★	●	2010	101	6.7	18,400	100	2.8	465	5
7	□	パナソニック		CS-X289A	★★★★	●	2010	101	6.7	18,400	100	2.8	465	5
8	□	シャープ	「除菌イオン」搭載エアコン	AY-J28SX	★★★★	●	2010	100	6.5	18,700	100	2.8	445	5
9	□	シャープ		AY-W25SX	★★★★	●	2010	100	6.5	16,700	100	2.5	415	5
10	□	シャープ	「除菌イオン」搭載エアコン	AY-J25SX	★★★★	●	2010	100	6.5	16,700	100	2.5	400	5
11	□	シャープ	「除菌イオン」搭載エアコン	AY-J22SX	★★★★	●	2010	100	6.5	14,700	100	2.2	355	6
12	□	シャープ		AY-W28SX	★★★★	●	2010	100	6.5	18,700	100	2.8	470	5
13	□	シャープ		AY-W22SX	★★★★	●	2010	100	6.5	14,700	100	2.2	360	5
14	□	三菱重工	ビーバーエアコン	SRK22SJ	★★★★	●	2010	100	6.5	14,700	100	2.2	395	5

省エネ型製品情報サイト



●冷蔵庫 401L～450Lで全製品検索した場合の一覧サンプル画像



①ピンクで色つけしたエネルギー消費効率のよい順に並んでいる。（1ページ50製品、ページ送り形式）

②多段階評価や省エネ基準達成率順に並べ替えることも可能。

③印刷したい製品をチェックする（同一ページ内いくつでも可）

④印刷したい大きさのラベルの印刷ボタンをクリックする。

⑤新規登録された製品には「New」マークが付与され、1ヶ月間表示される。

	ラベル印刷チェック ③	メーカーまたはブランド 並べ替え ②	製品愛称	機種名(型番)	省エネラベリング制度 多段階評価 並べ替え ②	省エネ性マーク	目標年度	省エネ基準達成率(%) 並べ替え ②	年間消費電力量(kWh/年) 並べ替え ①	年間電気代(円/年)	冷却方式	定格内容積 合計(L)	冷凍室(L)	冷蔵室(L)	特定低温室(L)	野菜室/ボトル室(L)	切替室(L)	機能 ドア数	自動製氷	静音開き	インバーター制御	ノンフロン対応	備考(機能の補足等)	ホームページ掲載日 並べ替え ②
	☑	日立	ビッグ＆スリム60	R-S42YM-T	★★★★★	●e	2010	154	330	7 200	間冷式	415	124	214	14	77	0	5	○	–	○	○		2008年10月2
	☑	パナソニック	パナソニックトップユニット冷蔵庫	NR-E433T-N	★★★★★	●e	2010	151	340	7 480	間冷式	427	126	214	22	87	0	5	○	–	○	○	大容量冷凍室・野菜室、新鮮凍結	2008年10月1
	☐	日立	ビッグ＆スリム60	R-SF42YM-T	★★★★★	●e	2010	149	360	7 920	間冷式	415	124	214	14	77	0	5	○	○	○	○		2008年10月2
	☐	シャープ	省エネトップクラス「除菌イオンシャワー」+「ミスト冷却」清鮮うるおい冷蔵庫	SJ-HS45R-S	★★★★★	●e	2010	149	370	8 140	間冷式	447	125	232	15	80	0	5	○	○	○	○		2008年11月3
	☐	パナソニック	パナソニックトップユニット冷蔵庫	NR-F433T-N	★★★★	●e	2010	149	380	8 360	間冷式	426	126	213	22	87	0	5	○	○	○	○	大容量冷凍室・野菜室、新鮮凍結	2008年10月1
	☐	日立		R-DS41XM-T	★★★★	●e	2010	129	390	8 580	間冷式	405	115	213	22	77	0	5	○	–	○	○		2008年04月1
	☐	三菱電機		MR-E45P-S	★★★★	●e	2010	141	390	8 580	間冷式	445	104	233	13	81	27	5	○	○	○	○		2008年04月1
	☐	三菱電機		MR-E45P-T	★★★★	●e	2010	141	390	8 580	間冷式	445	104	233	13	81	27	5	○	○	○	○		2008年10月2
9	☑	東芝	置けちゃうスリム	New GR-R41N(S) ⑤	★★★★	●e	2010	125	400	8800	間冷式	405	102	231	21	72	0	5	○	–	○	○	ツイン冷却でラップなし保存	2009年07月0
10	☑	シャープ	除菌イオンシャワー&ミスト冷却搭載「どっちもドア」冷蔵庫	New SJ-KW42-S	★★★★	●e	2010	122	420	9240	間冷式	416	124	205	23	77	0	5	○		○	○		2009年07月0

省エネ型製品情報サイト

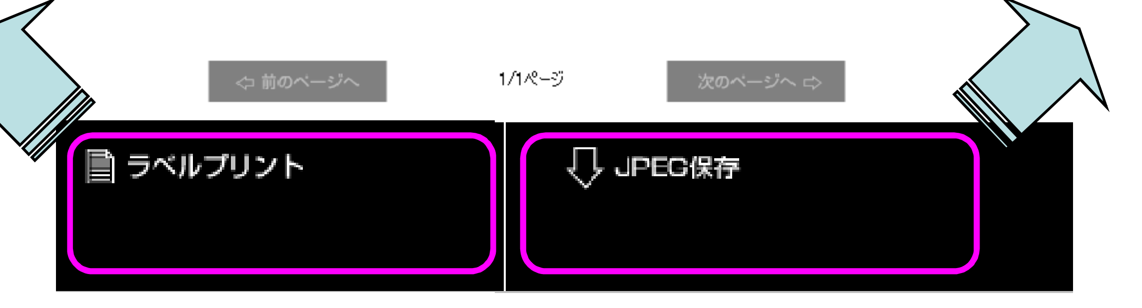


■冷蔵庫　401L～450Lの中で印刷したいラベルをチェックして「大」の印刷ボタンをクリックした画像例



「ラベルプリント」をクリックするとラベル印刷チェックをつけた全てが印刷できる

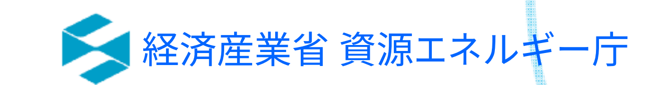
「ＪＰＥＧ保存」をクリックするとＪＰＥＧ形式で保存ができる





■省エネ型製品情報サイト　システム概念図

1	家電メーカー、ガス･石油機器メーカーの登録、センターからのメール受信
2	家電メーカー、ガス･石油機器メーカーによる製品情報エクセルファイルの入力作業、「製品登録サイト」での製品登録作業
3	登録したデータベースの更新
4	「省エネ型製品情報サイト」http://www.eccj.or.jp/cgi-bin/real-catalog/index.php での情報検索
5	販売店等ユーザによる情報検索･統一省エネルギーラベル印刷
6	消費者等ユーザによる情報検索･印刷



■ 1 ～ 3 の製品登録作業の流れ

メーカー | 省エネセンター

1 メーカー登録

メーカー登録申請 → 申請書を省エネセンターへFAX （次ページ(2)へ） → 申請書に基づき登録作業、登録完了メール自動送信

（http://www.eccj.or.jp/product-info/regist.html より申請用紙をダウンロード）

ID、PW等受信 ← 練習用と本番用の2種類（内容は同一、ログインID・PWは共有不可）

2 製品新規登録

【製品登録サイト】へログイン

（http://www.eccj.or.jp/cgi-bin/real-catalog/maker_login.php）

エクセルシートダウンロード、製品情報入力、CSV※化

「製品新規登録」にて新規登録

（サイトへの反映、Newマークが付く）

3 情報修正

「製品検索・編集」にてデータ更新を行う

（更新マークが付く：2009年8月末から）

3 製品削除

製品削除するのは、メーカーの総合カタログから掲載を止めたときが目安。

「製品検索・編集」にて削除フラグを立てる → 省エネセンターへ連絡 → 製品物理削除作業

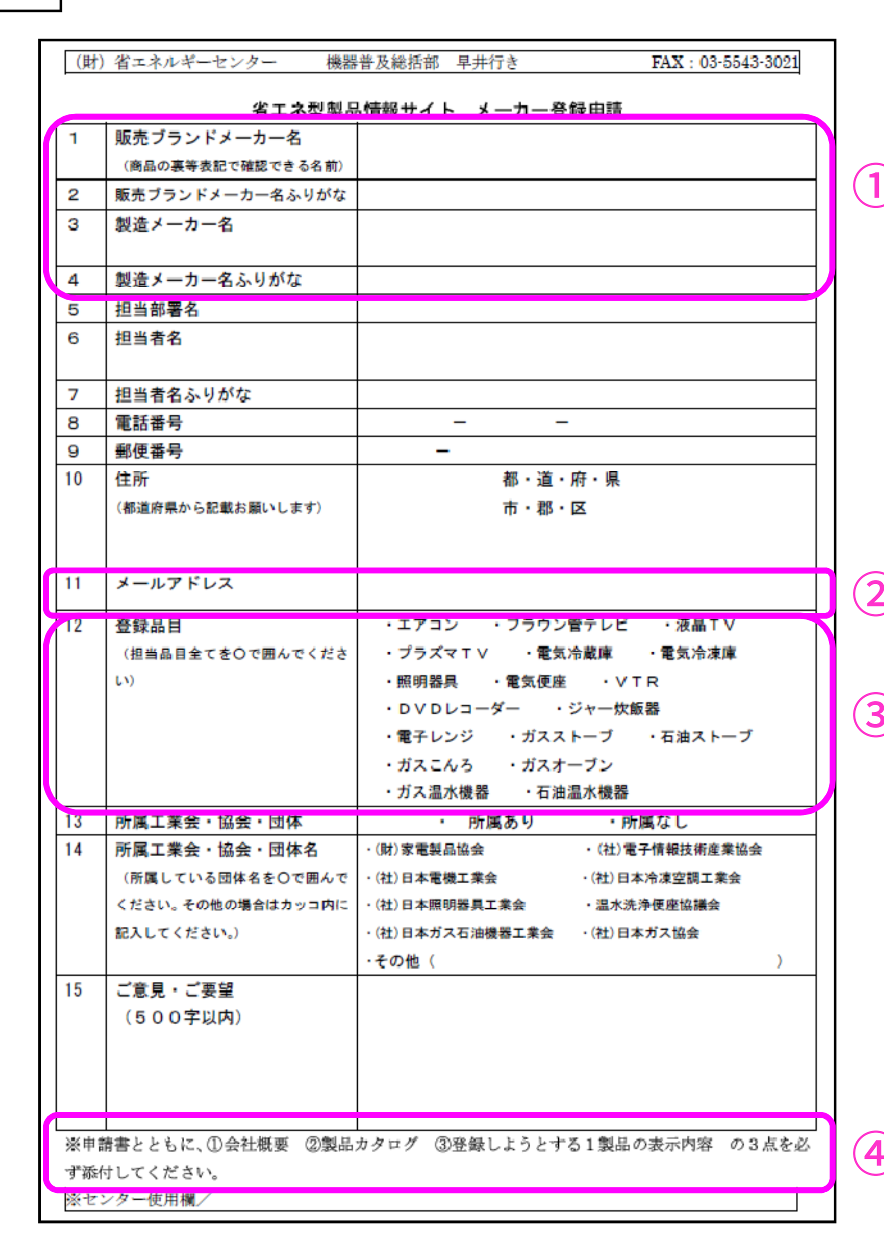
サイトへは公開されないがデータベースには残っている（復活可能）

データベースから完全に削除

※CSV（Comma Separated Values）：エクセルデータファイルなどをテキスト形式に変換したもの。ここでは製品登録用にCSVの形式にデータを変換する必要があるため、ファイルシート上のボタンで操作できるようCSV書き出しボタンが表示されています。



1 メーカー登録申請の流れ



（財）省エネルギーセンター　機器普及総括部　早井行き　FAX：03-5543-3021

省エネ型製品情報サイト　メーカー登録申請

1	販売ブランドメーカー名（商品の裏等表記で確認できる名前）	
2	販売ブランドメーカー名ふりがな	
3	製造メーカー名	
4	製造メーカー名ふりがな	
5	担当部署名	
6	担当者名	
7	担当者名ふりがな	
8	電話番号	－　－
9	郵便番号	－
10	住所（都道府県から記載お願いします）	都・道・府・県 市・郡・区
11	メールアドレス	
12	登録品目（担当品目全てを○で囲んでください）	・エアコン　・ブラウン管テレビ　・液晶ＴＶ ・プラズマＴＶ　・電気冷蔵庫　・電気冷凍庫 ・照明器具　・電気便座　・ＶＴＲ ・ＤＶＤレコーダー　・ジャー炊飯器 ・電子レンジ　・ガスストーブ　・石油ストーブ ・ガスこんろ　・ガスオーブン ・ガス温水機器　・石油温水機器
13	所属工業会・協会・団体	・所属あり　・所属なし
14	所属工業会・協会・団体名（所属している団体名を○で囲んでください。その他の場合はカッコ内に記入してください。）	・（財）家電製品協会　・（社）電子情報技術産業協会 ・（社）日本電機工業会　・（社）日本冷凍空調工業会 ・（社）日本照明器具工業会　・温水洗浄便座協議会 ・（社）日本ガス石油機器工業会　・（社）日本ガス協会 ・その他（　）
15	ご意見・ご要望（５００字以内）	

※申請書とともに、①会社概要　②製品カタログ　③登録しようとする１製品の表示内容　の３点を必ず添付してください。

※センター使用欄／

●メーカー登録申請用紙の記入方法について

①販売ブランドメーカー名は販売時に責任のある製造事業者名であること。輸入事業者は1と3が違うケースがある。

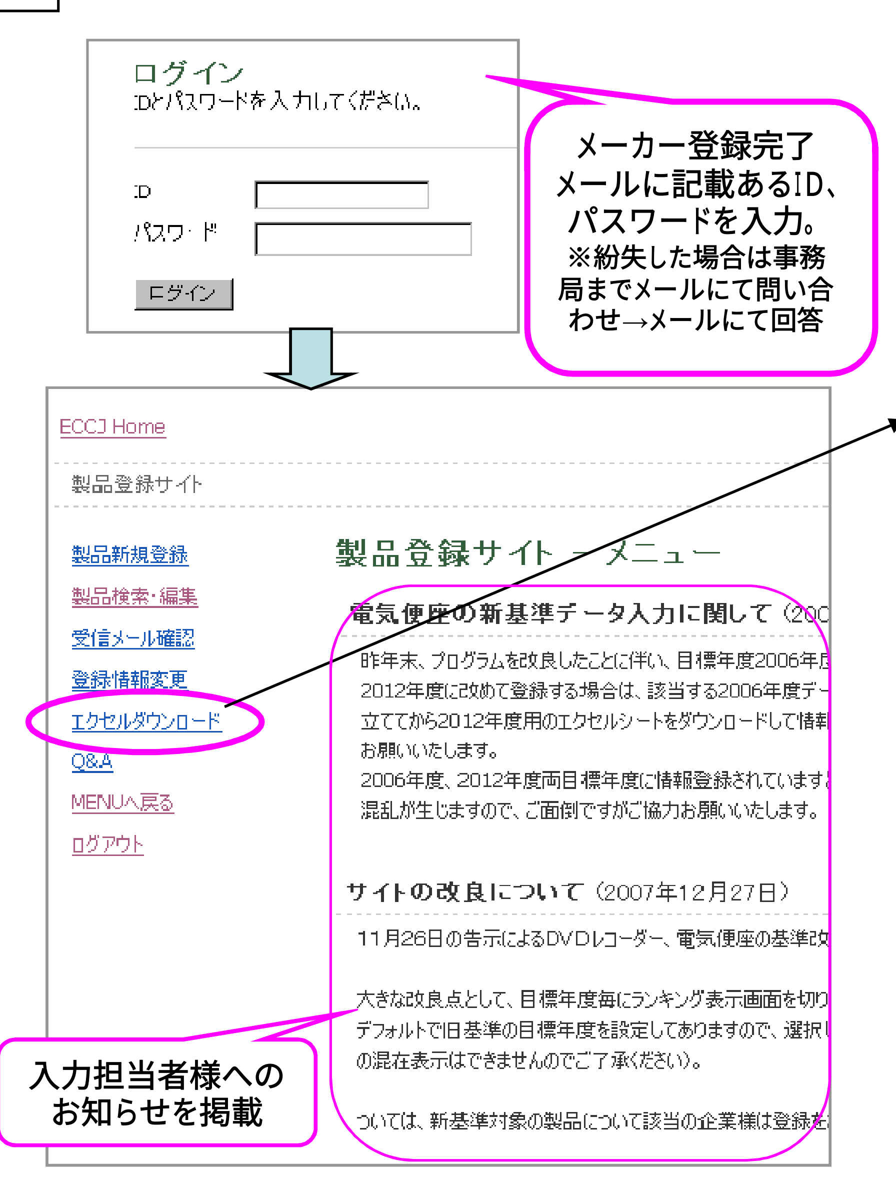
②ここで登録したメールアドレスに確認メール等が届く。

③製品を新規登録する際は、申請のあった品目のみアクセス可能。（登録したい品目が増える場合は事務局まで連絡のこと。）
また、同一メーカーで品目により担当者が違う場合は各々申請の必要あり。ただし、製品の登録はID毎なので注意が必要。

④会社概要、製品カタログ、登録しようとする製品の表示内容を申請書と共にＦＡＸ。
（ＨＰに情報の掲載があれば明記のこと。また、メールで申請書を送付する場合は、件名に「省エネ型製品情報サイト　メーカー登録申請」と明記の上、以下に送信。　seihinjyoho@eccj.or.jp）



2 製品登録サイト： 製品新規登録の仕方 (1)



エクセルダウンロード

製品登録のためのエクセルファイルをダウンロードできます。

操作説明書

新規登録･編集に関してのマニュアルを掲載

家電製品　ガス・石油製品

家電製品

エアコン	2010年	
ブラウン管テレビ	2003年	
液晶テレビ	2008年	
プラズマテレビ	2008年	
冷蔵庫	2010年	
電気冷凍庫	2004年	
照明器具	2005年	
電気便座	2006年	2012年
VTR	2003年	
DVDレコーダー	2008年	2010年
ジャー炊飯器	2008年	
電子レンジ	2008年	

ガス・石油製品

ガスストーブ	2006年
石油ストーブ	2006年
ガスこんろ	2006年





2 製品登録サイト： 製品新規登録の仕方（2）

○「製品登録サイト」でエクセルダウンロードをクリックし、エアコンのエクセルシートをダウンロードしてみる。

①ZIP形式で、ファイルを開くか保存するか聞いてくるので、ここではそのまま「開く」をクリック

②ダブルクリックしてエクセルシートを表示する

エクセルシートはマイナーチェンジすることがあるので、製品新規登録の際は都度エクセルシートを新しくダウンロードしてご使用ください。





2 製品登録サイト： エクセルダウンロード 例：エアコンの入力

エアコン登録専用シート

④ CSV書出し — 入力完了後、CSV書き出しボタンをクリックして下さい。

⑦ 注意事項：
① 色つきの項目は、必須入力です。
② 行の追加はできません。（1ファイルの最大行数＝100行）

①②

	B	C	D	E	F	I	O	P	Q	R	S	T	U	V	W	X	Y	Z
4					省エネラベリング制度				冷房				暖房					
5	代表機種識別	JANコード	製品愛称	機種名（型番）	目標年度	APF（通年エネルギー消費効率）	寸法区分	電源電圧	能力	消費電力	COP	冷房期間消費電力量	標準暖房能力（外気7℃）	消費電力	COP	暖房期間消費電力量	低温暖房能力（外気2℃）	期間消費電力量
6								V	kW	W		kWh	kW	W		kWh	kW	kWh
7	チェック	半角数字13桁	制限なし	半角英数字	2010	半角数字小数1位	F:フリー S:規定	半角数字	半角数字	半角整数	半角数字小数2位	半角整数	半角数字小数1位 対象外は"-"	半角整数 対象外は"-"	半角数字小数2位 対象外は"-"	半角整数 対象外は"-"	半角数字小数1位 対象外は"-"	半角数字
8	☑				2010													
9	☐				2010													
10	☐				2010													
11	☐				2010													
12	☐				2010													
13	☐				2010													
14	☐				2010													
15	☐				2010													
16	☐				2010													
17	☐				2010													

③

AA	AB	AC	AD	AH	AI
				⇒ユーザ利用可能領域	
備考（機能の補足等）	ホームページ掲載日	発売予定日	カタログ掲載終了日		
	yyyy/mm/dd	yyyy/mm/dd	yyyy/mm/dd		
20文字以内	日付	日付	日付		



2 製品登録サイト：製品登録時　エクセルシート入力時の注意点

①省エネ法及びJISの表示方法に従い記入のこと（整数／小数点以下何桁表示か、等）。

②代表型番の下は必ず派生機種を入力（ここで親子関係が特定される）。派生機種の数値は入力しなくても、ＣＳＶ※書き出しの際、代表型番と同一の値がコピーされる。
※代表と派生の関係を間違えて登録した場合は修正不可能なので、一旦削除してから再登録する。

③「本サイト掲載日」を設けることによって、発売前に登録可能→公開日を指定できる
※例えば、今日（７／２８）の日付を入力すれば瞬時に公開。明日にすれば今日は公開されない。

④ＣＳＶ書き出しボタンをクリックすると、製品登録用のＣＳＶデータファイルが出来るので保存する。

⑤省エネ基準達成率は、以下の品目以外はプログラム側にて自動計算。

電気冷蔵庫、電気冷凍庫、ジャー炊飯器、電子レンジ、ガスこんろ、ガスオーブン

⑥年間の目安電気料金はプログラム側にて自動計算、有効数字３桁（１０円未満の端数がある場合はこれを四捨五入）で表示。

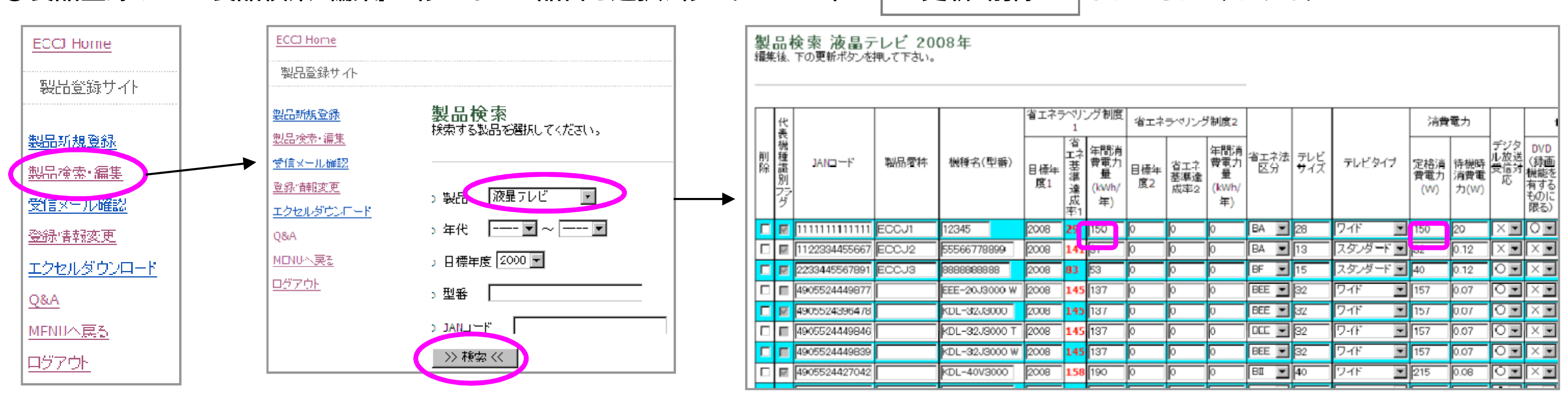
⑦色付きセルは入力必須（未入力の場合ＣＳＶ書き出しできないーエラーメッセージが出る→エラーの原因となるセル枠に色が付くので入力し直して再試行）。

行の追加･削除等は行わないこと（シート内のセルはマクロ計算を入れてあるので、セルの内容が書き換えられるとエラーの原因となる）。



3 製品登録サイト：情報修正

①製品登録サイト「製品検索・編集」で修正したい品目を選択、修正。ページ下の >>更新・削除<< ボタンをクリックする。



②確認画面にて、修正した製品の修正箇所が赤字で表示される。正しいことを確認して、ページ下の >>更新・削除<< ボタンをクリックする。



代表機種識別フラグ	JANコード	製品愛称	機種名(型番)	省エネラベリング制度1 目標年度1	省エネ基準達成率(%)	年間消費電力量(kWh/年)	省エネラベリング制度2 目標年度2	省エネ基準達成率2	年間消費電力量(kWh/年)	省エネ法区分	テレビサイズ	テレビタイプ	消費電力 定格消費電力(W)	待機時消費電力(W)	デジタル放送受信対応	付加機能 DVD(録画機能を有するものに限る)	HDD	ダブルデジタルチューナー	年間消費電力量測定時の画質モード	備考	ホームページ掲載
1	1111111111111	ECCJ1	12345	2008	44	100	0	0	0	BA	28	ワイド	120	20	×	○	×	×	ビューティフル		2006/0

③更新完了すると以下の画面が表示され、メールが配信されるので、確認する。

製品更新・削除
製品情報の更新・削除が完了いたしました。
更新完了メールを送信しましたので、御確認ください。

<メール送信内容>

以下の製品(型番)を更新いたしました。

省エネセンター(練習用)[液晶テレビ 2008年]
12345の省エネラベリング制度1年間消費電力量(kWh/年)を更新しました
12345の消費電力定格消費電力(W)を更新しました
12345の省エネラベリング制度1省エネ基準達成率1を更新しました

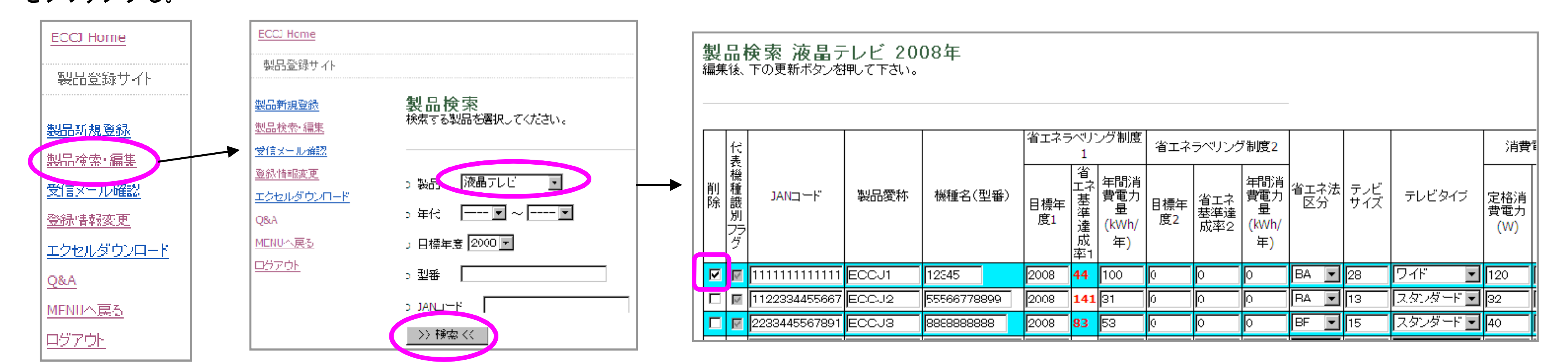
メーカーID：DAT011
登録日：2009年07月24日 11時12分13秒

省エネ型製品情報サイト

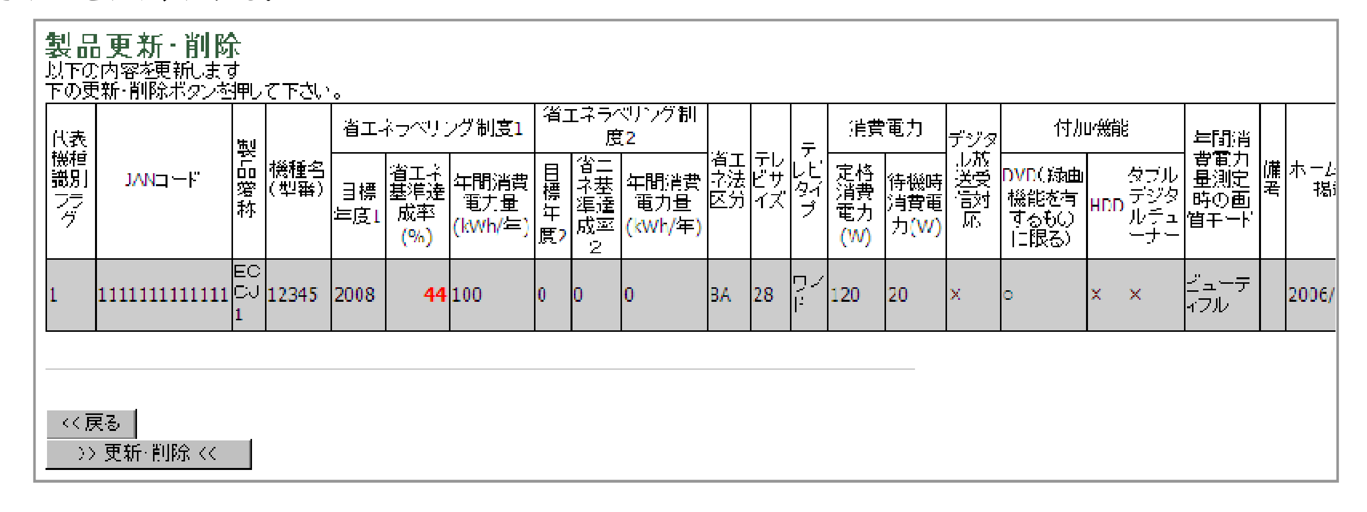


3 製品登録サイト：製品削除

①製品登録サイト「製品検索・編集」で削除したい品目を選択、削除欄のチェックボックスをチェック。ページ下の >>更新・削除<< ボタンをクリックする。



②削除製品の確認画面が表示される。削除して良い製品か確認し、ページ下の >>更新・削除<< ボタンをクリックする。



③削除完了すると以下の画面が表示され、メールが配信されるので確認する。

製品更新・削除

製品情報の更新・削除が完了いたしました。
更新完了メールを送信しましたので、御確認ください。

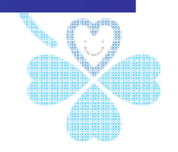
<メール送信内容>

以下の製品(型番)を更新いたしました。

省エネセンター(練習用)[液晶テレビ 2008年]
12345を削除しました

メーカーID：CAT011
登録日：2009年07月24日 11時29分57秒

※削除フラグを立てると、サイト上は非公開となりますがデータベースには残った状態になります。



○参考資料

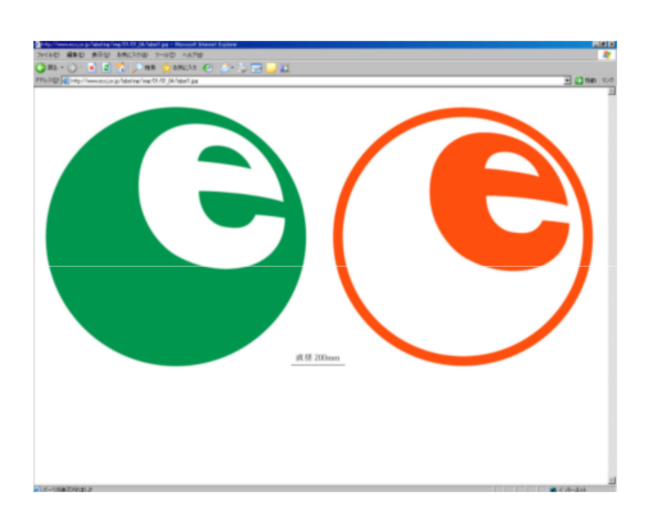
省エネルギーラベル

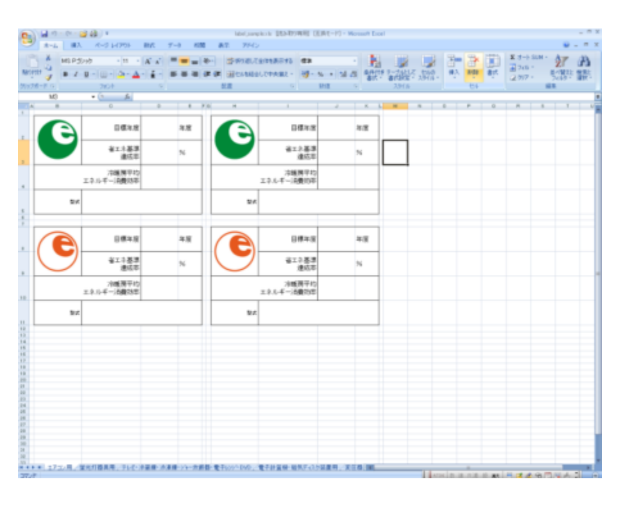


○省エネルギーセンターホームページには、「省エネ型製品情報サイト」の他に、省エネルギーラベルを紹介するページもあります。 **http://www.eccj.or.jp/labeling/index.html**

○このサイトでは省エネルギーラベルの紹介とともに、eマークの画像や表示フォーマットのサンプルなどが取得できるようになっています。







省エネ法の関係法令



○省エネ法関係法令

省エネセンターホームページのトピックス内「省エネ法関係情報」をクリック



財団法人 省エネルギーセンター

| 新着情報 | プレスリリース | カレンダー（行事等） | センター案内 | メールマガジン申込 | ご意見ご要望 |

2009/7/10

省エネ法関係情報

1. 省エネ法関係法令集
2. 省エネ法届出等様式集
3. 省エネ法情報集(工場・事業場関係)
4. 省エネ法情報集(荷主関係)
5. 省エネ法情報集(輸送事業者関係関連法令集含む(国土交通省))
6. 省エネ法情報集(住宅・建築物関係関連法令集含む(国土交通省))
7. 省エネ法情報集(特定機器判断基準審査資料)
8. Q&A集(法令関係/工場/事業場関連)
9. 省エネ法関連パンフレット
10. 資源エネルギー庁のページ
11. 温室効果ガス排出量／算定・報告・公表制度について(環境省・経済産業省)
12. 国際エネルギースタープログラム制度

1.省エネ法関係法令集

(省エネ法)

法律

1) エネルギーの使用の合理化に関する法律(総務省法令データ提供システム)

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(平成20年5月30日 法律第47号)(PDF)

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律(新旧対照条文)(PDF)

政令

2) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令(総務省法令データ提供システム)

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成21年3月18日 政令第40号)(PDF)

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(新旧…

エネルギーの使用の合理化に関…令第386号)(PDF)

省令

3) エネルギーの使用の合理化に関する…

エネルギーの使用の合理化に関…済産業省令第20号)(PDF)

エネルギーの使用の合理化に関…(PDF)

様式(平成21年度施行)(PDF)

様式(平成22年度施行)(PDF)

4) エネルギー管理士の試験及び免状の…

29) 特定機器の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等

- (1)改正 平成19年07月02日 乗用自動車(ガソリン、ディーゼル、LPガス)
- (2)改正 平成18年09月19日 エアコンディショナー
- (3)改正 平成18年03月29日 電光ランプのみを主光源とする照明器具
- (4)改正 平成18年03月29日 テレビジョン受信機
- (5)改正 平成18年03月29日 複写機
- (6)改正 平成18年03月29日 電子計算機
- (7)改正 平成18年03月29日 磁気ディスク装置
- (8)改正 平成19年07月02日 貨物自動車(ガソリン、ディーゼル)
- (9)改正 平成18年03月29日 ビデオテープレコーダー
- (10)改正 平成18年09月19日 電気冷蔵庫
- (11)改正 平成18年09月19日 電気冷凍庫
- (12)改正 平成18年03月29日 ストーブ
- (13)改正 平成16年10月06日 ガス調理機器
- (14)改正 平成16年10月06日 ガス温水機器
- (15)改正 平成18年03月29日 石油温水機器
- (16)改正 平成19年11月26日 電気便座
- (17)改正 平成19年11月26日 自動販売機
- (18)改正 平成18年03月29日 変圧器
- (19)改正 平成18年03月29日 ジャー炊飯器
- (20)改正 平成18年03月29日 電子レンジ
- (21)改正 平成19年11月26日 DVD

30) 自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法(平成19年7月2日国土交通省告示第865号)

31) 自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領(平成19年7月2日国土交通省告示第866号)

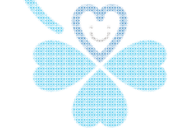
32) 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針(平成18年7月25日経済産業省告示第866号、資源エネルギー庁)

33) エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置(本文・様式)(平成18年8月18日経済産業省告示第258号、資源エネルギー庁)

※( )内は最終改正を示す

問い合わせ先





○省エネ法（基準、表示事項等）に関する御質問：

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー対策課　　杉浦、小林、安宅（あたか）
ＴＥＬ：０３－３５０１－９７２６（直通）
ＦＡＸ：０３－３５８０－８４３９

○「省エネ型製品情報サイト」に関する御質問：

財団法人省エネルギーセンター
機器普及総括部　早井
ＴＥＬ：０３－５５４３－３０６４（直通）
ＦＡＸ：０３－５５４３－３０２１
e-mail：seihinjyoho@eccj.or.jp